

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）	1
○	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）	1
○	旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）（抄）	3

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（法第十三条第一項の政令で定める要件）

第十二条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 （略）
- 二 施設を使用させる期間が七日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。
- 三 （略）
- 四 施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること。
- 五 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。
- 六 （略）

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）

（区域方針）

第六条 （略）

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題

二・三 （略）

3～6 （略）

（区域計画の認定）

第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 第六条第二項第一号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

三～六 （略）

3～6 （略）

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合すること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

8～10 (略)

(認定区域計画の変更)

第九条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

(認定の取消し)

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七項第一号、第二十条の三、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

(旅館業法の特例)

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けなければならない。

2～8 (略)

9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。

三～六 (略)

○ 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）（抄）
第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
2）6（略）